

平成18年1月1日から
マル優制度の改正について

65歳以上

マル優・マル特が変わります。

「満65歳以上の方」という資格では、非課税の適用を受けることができなくなります。

※平成17年12月31日までは、従来通り非課税の適用を受けられます。

障害者等

マル優・マル特は変わりません。

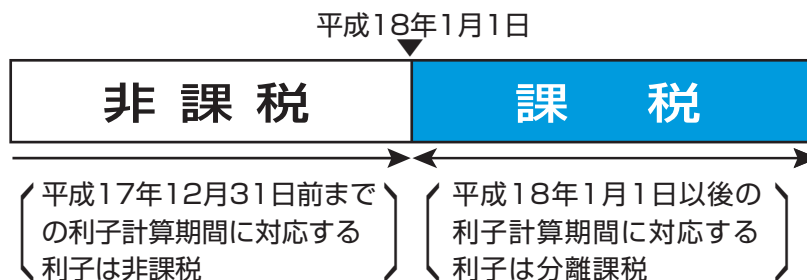
障害者等に該当する方は、引続き非課税の適用を受けられます。

※障害者等：身体障害者手帳の交付を受けている方
障害厚生年金等の交付を受けている方
遺族厚生年金等の交付を受けている被保険者の妻
寡婦・母子年金を受けている方
児童扶養手当を受けている児童の母 等

※現在「65歳以上」の高齢者として非課税申告されている方で、障害者等に該当する方は、「障害者等確認申請書」を提出し所定の手続きを行えば、引続きマル優・マル特制度が適用されます。

Q. 私は、65歳以上に適用されるマル優の定期貯金を契約していますが、平成18年1月以降に満期を迎える定期貯金の利息の取扱いは、どうなるのですか？

A. 定期貯金作成時から平成17年12月31日までは非課税扱いとなりますが、平成18年1月1日以降満期日までは分離課税となります。



くわしくは、JA窓口までお問い合わせください。

JAバンク埼玉